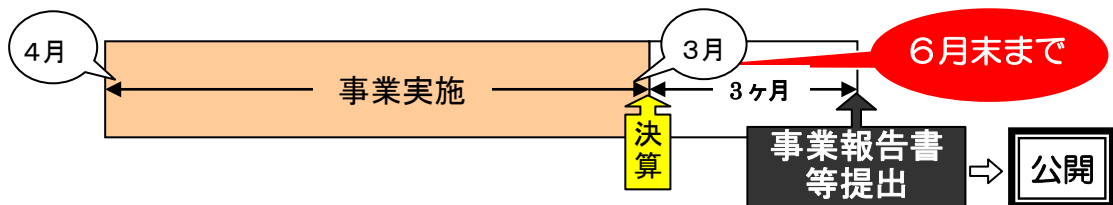


特定非営利活動促進法(NPO法)及び取扱要領のポイント

- NPO法人(特定非営利活動法人)は、**毎年 事業報告書等** を提出しなければいけません

(例) 事業年度が4月1日～3月31日の場合



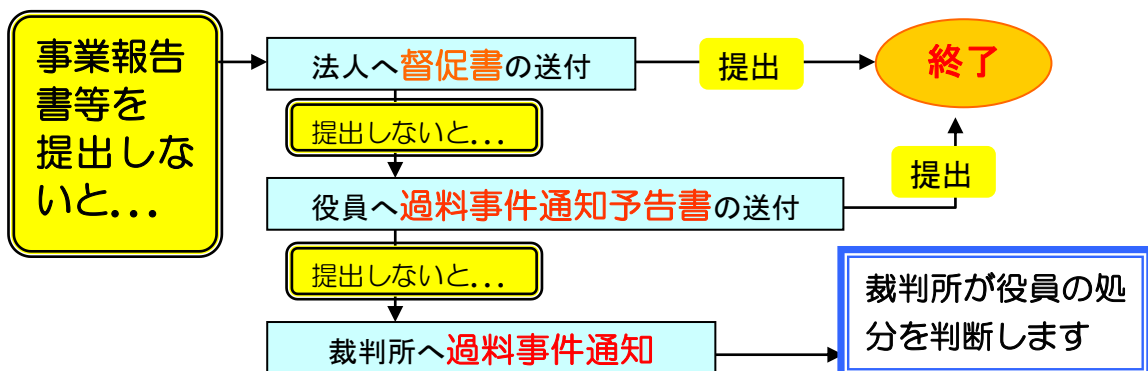
特定非営利活動促進法

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

熊本県特定非営利活動促進法施行条例

第3条 法第29条の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、行うものとする。

- 定められた期限までに事業報告書等を提出しないと、**役員は 20万円以下** の **過料処分** を受けることがあります



※ 過料事件通知については、くまもと県民交流館内掲示板、くまもと県民交流館ホームページ及び県ホームページ等で公表します。その際、法人の名称及び主たる事務所所在地、役員の氏名、理由等も掲載します。

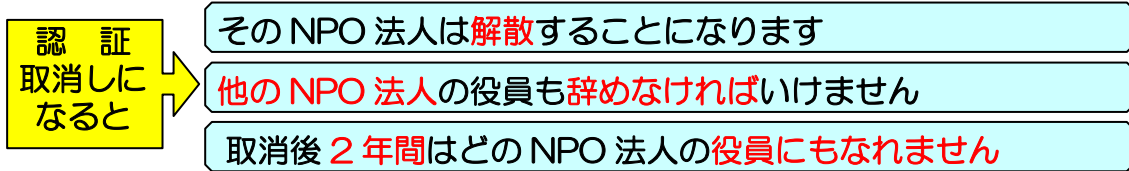
特定非営利活動促進法

第80条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

1～4 (略)

5 第29条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

● **3年以上** にわたって事業報告書等を提出しないと、NPO 法人の **認証** を **取り消す** ことがあります



※ 認証取消しについては、くまもと県民交流館内掲示板、くまもと県民交流館ホームページ及び県ホームページ等で公表します。その際、法人の名称及び主たる事務所在地、役員の氏名、理由等も掲載します。

特定非営利活動促進法

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

1～5 (略)

6 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

第31条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

1～6 (略)

7 第43条の規定による設立の認証の取消し

第43条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたつて第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

(参考)

※この法律の施行日(平成24年4月1日)前に開始した事業年度に係る事業報告書等については、経過措置の規定により、旧特定非営利活動促進法第29条第1項の規定が適用されます。

特定非営利活動促進法

附則第6条第4項 新特定非営利活動促進法第29条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第29条第1項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等については、なお従前の例による。

附則第8条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改正前の特定非営利活動促進法

第29条第1項 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等(その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。)を所轄庁に提出しなければならない。

第49条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

1～4 (略)

5 第29条1項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

督促、過料事件通知、認証取消等の取扱いフロー図

●事業年度を4月～3月としている法人の例

手 続 き	期 限	備 考
事業年度終了	3月末	事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告書等の書類を提出しなければなりません。
書類提出期限	6月末	事業報告書等の書類をNPO・ボランティア協働センターへ提出してください。
督促書の送付	8月上旬	提出期限から約1ヶ月後、未提出の法人に対して代表者あてに督促書を事務所に送付します。
督促後の提出期限	9月上旬	督促後、約1ヶ月以内に、事業報告書等の書類をNPO・ボランティア協働センターへ提出してください。
過料事件通知予告書の送付	10月上旬	未提出の場合、過料事件通知予告書を役員あてに役員住所に送付します。
最終提出期限	11月上旬	予告後、約1ヶ月以内に、事業報告書等の書類をNPO・ボランティア協働センターへ提出してください。
過料事件通知	12月上旬	未提出の場合、過料事件として役員等の住所を所轄する地方裁判所へ通知します。
パレア掲示板及びホームページ掲載 (過料事件通知)	12月上旬	パレア掲示板、パレアホームページ及び県ホームページに、法人名称、所在地、役員氏名、理由を掲載します。

※過料処分については、通知先の地方裁判所により判断されます。

3年以上未提出の法人に係る認証取消の取扱い

認証取消に係る聴聞会の開催通知	1月上旬	当該法人へ送付
聴聞会の開催	1月下旬	県庁にて開催
認証取消の通知	2月上旬	当該法人へ送付
パレア掲示板及びホームページ掲載 (認証取消)	2月上旬	パレア掲示板、パレアホームページ及び県ホームページに法人名称、所在地、役員氏名、理由を掲載します